

犬猫の問題でお悩みの方へ

～～ 動物愛護推進員制度をご活用ください ～～

動物愛護推進員とは、地域における犬、猫等の動物の愛護や人に迷惑をかけない正しい飼い方などの普及啓発のために、神奈川県知事が委嘱したボランティアです。

具体的には、住民の方からの相談に対して、動物愛護思想の普及、動物の正しい飼い方や繁殖制限に関する知識の普及、動物を終生飼うことに関する助言などの活動を行っています。

鎌倉保健福祉事務所管内（鎌倉市、逗子市、葉山町）には、以下の相談等に応じてくださいる動物愛護推進員がいます。



野良猫の相談

法的根拠が十分でないため、行政的対応が難しい、野良猫が増えた、避妊去勢手術をしたい等の相談にのってもらえます。



飼い犬の相談（飼い主向け）

無駄吠え、お散歩の時の引っ張りぐせ、お留守番ができない等、飼い犬の困った行動についてアドバイスをもらうことができます。



ペットの飼い方に関する相談

一人で悩む飼い主も多いのですが、解決の方法はいろいろあるものです。まずは相談してみましょう。

このような内容での相談の希望がありましたら、下記までお問い合わせください

問合せ先 神奈川県鎌倉保健福祉事務所
生活衛生部 環境衛生課
電話：0467-24-3900（代表）
逗子市 国保健康課
電話：046-873-1111（代表）

